

猫の不妊及び去勢手術補助を御利用される方へお願ひ

この制度は、猫の不妊及び去勢手術が普及し、猫が適正に飼養管理されることを目的としています。猫を飼う又は世話されるうえで、不妊及び去勢手術以外に川崎市からお願いしたいことがあります。御理解いただきますよう、お願ひいたします。

飼い猫

終生飼養：最後まで責任を持って飼いましょう。

万が一、飼いきれなくなった場合は次の飼い主を御自身で探ししましょう。

猫には、飼い主や世話をする人がいると分かるように、首輪や迷子札など所有明示をしましょう。所有者の判明しない猫は、不妊去勢手術後の耳カットの実施に御協力をお願いします。



屋内飼養：猫は屋内だけでも健康に生活できる動物です。「道路での交通事故」「他の猫とのケンカ」で猫が危険にさらされたり、「近所でトイレをする」「近所の車を傷つける」など迷惑にならないよう猫は屋内だけで飼いましょう。

所有者の判明しない猫

餌のあげ方：餌を放置する「置き餌」は、餌の腐敗やカラス・ネズミが集まり、迷惑の原因になります。世話する猫にだけ時間を決めて餌を与え、食べ残しは速やかに片付けましょう。許可を受けていない他人の土地や公共の場所での餌やりはやめましょう。

トイレ：近隣の迷惑となる代表的なものが糞尿です。猫は決まった場所で糞尿をしますので、トイレを用意し、糞尿の始末をきちんと行いましょう。

周囲への配慮：猫が苦手な方やアレルギーのある方もいます。庭で糞をされて困っている方もいます。猫の世話や不妊去勢手術することにより、野良猫問題を軽減しようとしていることを説明し、地域の理解を得るようにしましょう。